

学校いじめ防止対策基本方針（2025年度）

岩国市立灘小学校

第1章 いじめの定義と特徴

1 いじめとは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

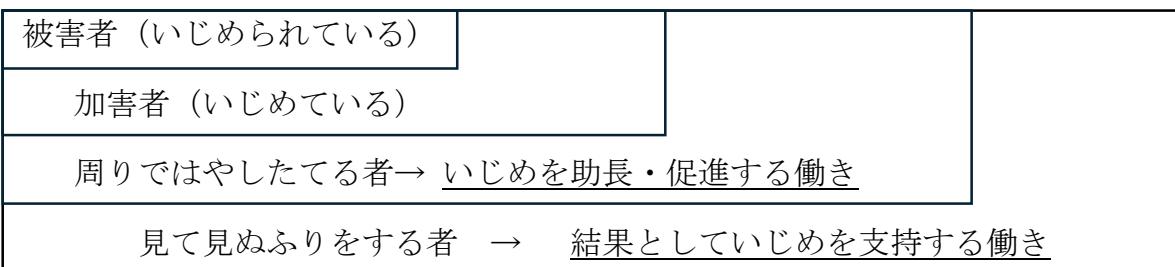
2 いじめの特徴

- 「いじめ」が起こっていることが分かりにくい
 - ・いじめは、同じ学級で、仲のよいもの同士の間で起こっていることがある。
 - ・人のいないところで起こりやすい。人が見ていると遊んでいるように振る舞う（偽装化）。
 - ・被害者は、誰にも打ち明けることができず、その悩みや苦しさを一人で抱え込んでいる場合が多い。
 - ・けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合がある。児童の被害性に着目する。
 - ・「どの子どもにも、どの学校にも起りうる」との認識をもつ。
- 「いじめる側」にいじめているという意識が薄い（ない）。
 - ・加害者は被害者の苦しみを理解せず、ゲーム感覚で行うケースが多い。
 - ・長期間に及ぶ場合も多く、陰湿でしつこい（潜在化）。
- 「いじめる側」と「いじめられる側」が混在している。
 - ・被害者と加害者の立場が入れ替わることがある。
- いじめは「四層構造」となっている。
 - ・事実関係だけではなく、他の児童の関わり方や全体的な構造等を把握することが必要である。

いじめの「四層構造」

いじめをめぐる集団の中では、いじめの中心となる児童がおり、同時にその外側には必ずいじめに加わる同調集団がいて、いじめられている児童が孤立している。

いじめを受けている児童から見れば、「周りではやしたてる者」も「見て見ぬふりをする者」も「いじめを行っている人」に見える。



※ 被害者の中には間接的被害者も含まれる。見て見ぬふりをする者の中に何もできない自分を責める者（自己否定者）、過去の自身の辛い経験を思い出す者（トラウマ）。また、これ以外に、いじめを止めに入る「仲裁者」が現れる。この層は、「見て見ぬふりをする者」の層から積極的方向へと分化した児童たちである。彼らは、暴力を否定し、善悪についての判断力を備えている。このいじめに対する批判層を育てていくことが、いじめ防止指導では重要である。

第2章 いじめ防止に向けた基本的姿勢

1 基本事項（学校が組織的・積極的に取り組む事項）

- a 教職員は、いじめの発見・解消に向けて児童、保護者に積極的に関わる。
- b 学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、管理職及び生徒指導主任・学年主任へ、正確な情報を迅速、確実に伝え、学校全体で組織的に対応する。
- c 情報を一元的に集約し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。
- d 学校だけでは解決が困難な事案については、スクールカウンセラーや関係機関等と連携する。
- e いじめられている児童の立場に立って指導・援助を行う。
- f 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」いじめられている児童を必ず守り通す」という毅然とした姿勢を日頃から示す。
- g いじめへの対応は、学校及び教職員の児童観や生徒指導の在り方が問われる重要な問題であることを、全教職員が認識する。
- h 学校・学級全員の問題として、未然防止・再発防止に取り組む。

2 学校の「安全配慮義務」

□学校管理下では、児童の生命や心身等に大きな悪影響や危害が及ぶ恐れがあるようなときには、未然防止のために適切な措置を講じなければならない義務がある。

3 学校の具体的な取組

① いじめの早期発見に向けた取組

未然防止と早期発見の取組

□日常的な行動観察

- ・児童にしっかりと寄り添い、日常の行動を注意深く観察する中で、児童の変化や人間関係を把握する。

□道徳教育、体験活動の推進

- ・豊かな情操と道徳心を培う。
- ・児童がいじめの問題を自分のこととして考えるよう、いじめの定義や身近ないじめの事例（いじめの加害者、いじめの被害者、周囲の者の思いや気持ち）、いじめを解決するための方法などについて、学年に合わせた説明をする。

□学級担任へ提出する生活ノートや日記等からの情報収集

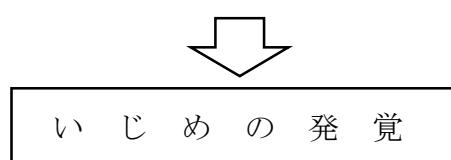
□登下校中の様子の観察・聞き取り

- ・登下校指導の際、児童の様子を観察する。また、保護者、スクールガード（学校安全ボランティア）、子ども110番の家等から、変わった様子はないかを聞き取る。

□定期的なアンケート調査の実施

- ・項目は児童の負担にならない簡便なものを週1回行う。（下記の月1回のアンケートの週は除く）

- ・率直な回答を得るため、自宅へ持ち帰らせて記入させるなど配慮したアンケートを月1回（灘地区一斉家庭読書の日に）行う。
 - ・選択肢は、「ある」「ない」だけではなく、「いじめたつもりはないが、相手はいじめと感じたかもしれない」などの中間的な項目を加え、実態をより詳細に把握することができるよう工夫する。
 - ・いじめに特化した調査では、正直に答えない児童も多い。10～11月にかけて児童一人ひとりと面談する時間を設け、日常生活の様子を聞く調査から情報を得る。
 - ・回収方法については、記入内容が他の児童の目に触れないよう、十分留意する。
- 生徒指導主任や教育相談担当、学年主任、学級担任、養護教諭等の関係教職員による定期的な情報交換会の実施（いじめ対策委員会・週一の終礼・臨時職員会等）
- いじめを受けていると思われる児童からの聞き取り
- ・観察により、「いじめー7（学校や家庭での日常的な観察のポイント）」のような行動特徴などが見られる場合、コミュニケーションを深めたり一層の注意を払ったりする必要がある。
 - ・「いじめられているのではないか」という問い合わせは、児童の自尊心を傷つけることもあるので、「悩みや心配事はないか」など、聞き方に配慮する。
- 周囲の児童からの情報収集
- ・いじめの情報収集とは知られないように配慮する。
- 保護者への電話等での問い合わせ



② いじめ発覚時の対応

第一通報者（本人、保護者、友人等）から聴取 *複数で対応する

- ・通報者の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細内容について聴き取る。

詳細確認

いじめの内容・期間、関係した児童、原因（動機）・背景、
いじめの「四層構造」等

連絡・速報

□管理職（校長・教頭）・生徒指導主任・学年主任等への連絡

- ・5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える。（可能ならメモで）
- ・学級担任等が、様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。

③ 調査方針の協議

学校いじめ対策委員会の開催

- 情報集約
 - 被害児童・保護者への対応
 - 加害児童・保護者への対応
 - 他の児童への対応
- ※ 以後、必要に応じて開催

職員会議の開催（事例によって）

- 全教職員への周知と共通認識
 - ・概要をまとめた資料を用意する。
- 今後の対応策の検討と役割分担
 - ・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。

④ 当事者・周囲からの聴取

ア 被害児童から聴取

- 被害児童と信頼関係にある教職員が、別室で行う。
 - ・教職員が全力で安全を守ることを伝え、報復を恐れずに真実を語るように支援する。
 - ・被害児童の思い（悔しさ・悲しさ等）を傾聴する。
 - ・聴取の際は、不測の事態も想定されるので、絶対に児童を一人きりにしない。

イ 加害児童から聴取

- 複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が、別室で行う。
 - ・いじめの具体的な行為（冷やかし、仲間はずしなど）を確認する。
(加害者という認識がない場合がある。また、学校の見方が一方的だとされることもある。例えば、「嫌いな児童としゃべらないのは悪いことなのか」など)
 - ・いじめの意識がない場合には、いじめられている側の辛さを十分に理解させる。
 - ・相手が苦痛と感じる行為を直ちに止めるよう、毅然とした姿勢で指導する。
 - ・いじめに至った心情やその経過等、加害児童の思いも傾聴する。
 - ・聴取が長時間に及ばないよう、また、用便・水分補給・食事等について、十分留意する。

ウ 周囲の児童から聴取

- 複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が、別室で行う。
 - ・周囲の児童からいじめの情報提供があった場合は、その勇気ある行動を褒めるとともに、できる限り具体的な事実を聴取する。（情報提供者が分からぬよう配慮する）
 - ・情報収集は、被害児童や情報提供者が親しくしている児童から、「嫌がらせ」や「仲間はずし」、「ふざける」などの具体的な行為を見たことがあるか、それは、「いつ、どのようなことであったか」など、個別に具体的に聴取する。また、話を不用意に広めることや騒ぎ立てることがないよう指導する。

⑤対応方針の協議

いじめ対策委員会の開催

- 被害児童・保護者への支援
- 加害児童・保護者への指導
- 他の児童への指導
- 関係機関等への支援要請の検討
- 出席停止の検討



職員会議の開催（事例によって）

- 支援・指導方法について全教職員への周知と共通理解
- 今後の対応の検討と役割分担
- 関係機関等への支援要請の決定
- 出席停止の検討

⑥児童・保護者への対応

被害児童への対応

- 共感的理解に基づく指導・支援
 - ・担任等、被害児童と信頼関係にある教職員が行う。
 - ・本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が支えることを約束する。
 - ・今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮し決定する。
 - ・「いじめに負けるな」などの叱咤激励は、逆に自信を喪失させることがあるので避ける。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア

被害児童の保護者への対応

- 話による概要説明
 - ・児童が保護者に話す前に事実のみを正確に伝える。
 - ・家庭訪問の了解を取る。
- 家庭訪問の実施
 - ・学級担任と管理職等複数で実施する。
 - ・学校管理下で起こったことへの謝罪を第一とする。
 - ・詳細を説明し、誠意をもって対応する。
 - ・学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する。

加害児童への対応

- 再発防止に向けた指導・支援
 - ・担任等、加害児童と信頼関係にある教職員を選定し、生徒指導主任とともに指導の中心とする。
 - ・叱責・説諭等にとどまらず、振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に気付かせ、真の反省に至るよう粘り強く指導する。
 - ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童の気持ちも理解する。
 - ・今後、被害児童との関係をどうするのか、改善すべき言動等について、約束の形になるまで話し合う。
- 謝罪方法についての話し合い
 - ・形式的なものではなく、被害児童生徒に対して真に謝罪の気持ちがもてるよう穏やかに粘り強く説諭する。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア

加害児童の保護者への対応

- 概要説明（家庭訪問、保護者来校等）
 - ・担任と管理職、生徒指導主任等の複数で面談する。
 - ・事件について整理した資料を用意するとともに、面談の目的、役割分担、対応の実際等、関係職員で事前に協議しておく。
 - ・温かい態度で接し、加害児童へ避難は避ける。
 - ・加害児童が複数の場合は、公平に接する。
 - ・面談予定時間を示し、時間を厳守し今後の対応策を相談する。
 - ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童への支援の在り方について、共に考える。
 - ・学校の指導、支援の在り方について説明する。（学校ができることと、その限界についても明確にする）
 - ・被害児童への対応（謝罪等）について相談する。

⑦ その他

□学級（周りの児童）への指導

- ・「いじめは絶対許さない」という教職員の姿勢を示し、学校・学級全員の問題として取り組む環境をつくる。
- ・いじめとは何か、いじめが及ぼす心身への影響等について指導する。
- ・いじめをおもしろがって、はやし立てたり、見て見ぬふりをすることは、「いじめをすることと同じである」と毅然とした態度で指導し、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- ・実際にいじめられた時やいじめを見た時に、自分がどうすればいいのかという具体的な知識と行動を指導する。（いじめを見て、自ら制止できない場合は教職員に相談するよう働きかける。その際、報復を考慮し、秘密を厳守する。）
- ・いじめを止めさせたり教職員に伝えたりすることは、人権尊重に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。
- ・加害児童への二次的ないじめが起きないよう指導する。
- ・学校の対応に落ち度があれば、きちんと反省の意を伝える。
- ・いじめや困ったことがあった場合、どんなことでも教職員に相談できる関係をつくる。

□いじめの状況が一定の限度を超える場合の対応

- ・被害児童に対して
　行為を遮断することが第一、緊急避難としての欠席等
- ・加害児童に対して
　小中「出席停止」の措置【「出席停止」参照】

□関係機関等への支援要請

- ・入学直後及び事件に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合
　→出身学校等
- ・知能・身体・情緒等に関する専門的な相談を必要とする場合
　→ふれあい教育センター等
- ・恐喝・暴行等犯罪に相当する場合→警察、少年サポートセンター、少年安全センター
- ・一時保護を必要とする場合→児童相談所

□教育委員会との連携

- ・心のケアのための支援要請
- ・小中「出席停止」の措置【「出席停止」参照】

□情報の取り扱い

- ・児童及び保護者から知り得た情報の取扱いには十分留意する。
- ・知り得た情報について、学級全体で話し合うという対応は、当事者の孤立感や不安感などの心理的苦痛を生じさせるため、避ける。

⑧ 解消確認

□被害児童と加害児童の事後の様子を継続的に注視し、いじめの完全解消を見極める。

○「解消している」という状態は、少なくとも次の2つの要件を満たすこと

A いじめに係る行為の解消

心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安とすること。

B 被害者児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等にて確認する。

・「いじめを『止めること』と『なくなること』は違う」との認識が重要である。

・いじめ発見後、いじめを直ちに「止めること」は最も必要なことだが、いじめた児童に対して、「もう二度とするな」と指導し、「わかりました」との言葉を引き出した（言わせた）ことで指導が終了した（いじめが「なくなった」と思い込まないことが大切である。逆に、いじめがエスカレートしたり、陰湿化・潜在化したりすることがある。

□保護者を含め、被害児童の精神的安定を図るため、専門家と連携した中・長期のケアを検討する。

4 未然防止・再発防止に向けた校内指導体制の充実

□いじめ問題について全教職員の危機意識の高揚

- ・いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ことを認識し、日頃からいじめを許さない学校づくりに努める。
- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・児童の発する小さなサインを見逃さず、迅速かつ的確に対応できる体制を整備する。

□人権教育による人権尊重の意識の高揚

□道徳教育による規範意識の醸成

児童に身に付けて欲しい力

- 自分のよさや友達のよさに気付く力
- 互いの違いを理解し認め合う力（おとなしい子、活発な子、障害のある子など児童が互いを理解し、共に認め合う力）
- 「これはよくないことなんだ」と判断できる力（道徳的判断力）【知】
- 他者の心の痛みを感じる力【情】
- 「いやだ」と言える、「やめよう」と制止できる、「相談する」「知らせる」という行動力

□ 日常的な実態把握

- ・児童に寄り添い、休み時間や給食、清掃活動などを含め、日常生活を注意深く観察する。
- ・定期的なアンケート調査（生活調査等）や個別教育相談等により、実態把握に努める。

□ 「社会で許されない行為は、学校でも許されない」とした方針・基準を共通理解

- ・方針・基準の明確化と周知徹底

「社会生活上のきまり・法を守る」「あいさつをする」「してはいけないことはしない」「他人に迷惑をかけない」「時間を厳守する」「授業中の態度をきちんとする」

- ・学校全体での共通理解・共通実践

学校教育目標としての「どのような児童を育てるか」を共通理解

「厳しさ」だけでなく、温かい人間関係に基づく「やさしさ」のある指導を推進

- ・毅然とした粘り強い指導

問題行動を防止する自己指導能力を培う開発的・予防的な生徒指導の充実

起きた問題について、行為の過ちや責任を自覚させ、健全な成長を図る温かい指導

- ・児童・保護者等への方針・基準の周知徹底

□ 教育相談体制の充実

- ・迅速・的確かつ組織的な対応ができるよう、教育相談体制の充実・強化を図るとともにSC、SSW等、外部専門家の協力を得る

□ 体験的な活動を通した人間関係づくりの実践

- ・A F P Yなどの人間関係づくりプログラムの活用

□ 指導力向上のための事例検討会の実施

□ 学校環境の整備

- ・校舎内の落書きや掲示物の乱れなどはいじめ等の前兆→見つけ次第復元

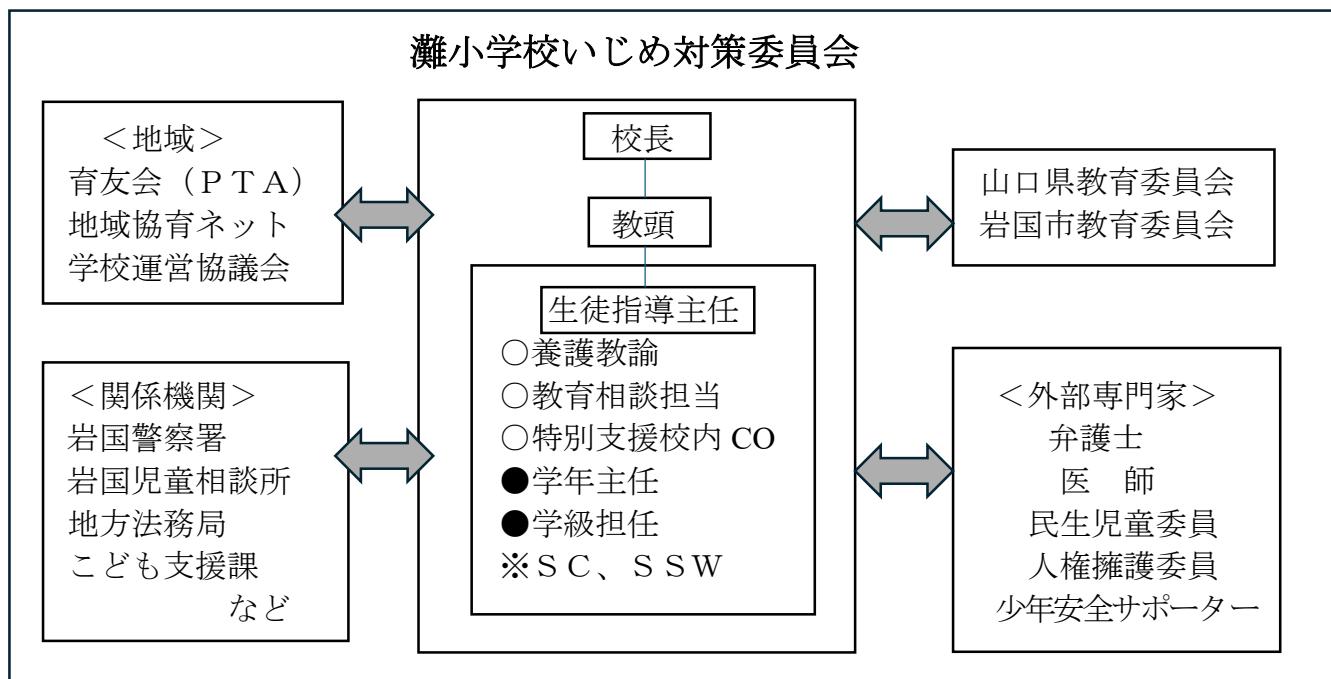
□ 保護者との連携強化

□ 「学校いじめ防止基本方針」のPDCAサイクルによる見直し

- ・「学校いじめ防止基本方針」のいじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価目標に位置づけるとともに、学校評価アンケート等を利用し、保護者、地域からの評価も含め、いじめに対する様々な取組が実行的なものになっているかどうか点検し、必要に応じて見直す。

第3章 いじめ対策に向けた校内組織の確立と役割

1 校内組織：灘小学校いじめ対策委員会



2 灘小学校いじめ対策委員会の役割

- ① 校内におけるいじめ未然防止に向けた取組の企画と実践
いじめ未然防止に向けた取組について、生徒指導、教育相談体制の充実、道徳教育の推進、認め合う学級風土の確立、個々が認め合い高め合える授業づくりなどの視点から、各校務分掌と連携していく。
- ② いじめ対策における研修計画の立案と実践
いじめの構造についての基本的な理解やいじめ発生時の対応等についての研修を計画的に実施する。
- ③ いじめ早期発見に向けての取組の検討と実践
週1回の生活アンケートの実施や定期的な教育相談週間の設定等の取組を企画し、児童理解を深めるとともにいじめの早期発見に努める。
- ④ いじめ事案発生時における早期対応の方針決定
いじめの相談・通報を受け付ける窓口となり、いじめ事案発生の適切な早期対応、いじめ解消に向けての継続的な支援について、組織ぐるみで対応できるよう学校全体の方向性を決定する。
- ⑤ 重大事態発生時の対応
重大事態発生時の対応について、関係機関と連携を図りながら、迅速かつ適切な対応を進める。

第4章 重大事態への対応

1 重大事態とは

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(いじめ防止対策推進法第28条)

※「児童の生命、心身及び財産に重大な被害」として想定されるケース

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」と想定されるケース

- 年間30日を目安にするが、児童が一定期間連続して欠席している場合も、当該児童の状況に応じて重大事態と判断する。

2 重大事態の調査に当たっての留意点

- 原則は、学校が主体となり、当該事案の調査を行う。
- 調査に当たっては、「第2章 いじめ防止に向けた基本的姿勢」にそって、被害児童、保護者、加害児童、周囲の児童等への聞き取りを丁寧に行う。

※当該事案によって、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合



教育委員会・関係機関による調査の実施

3 重大事態発生時の対応フローチャート

